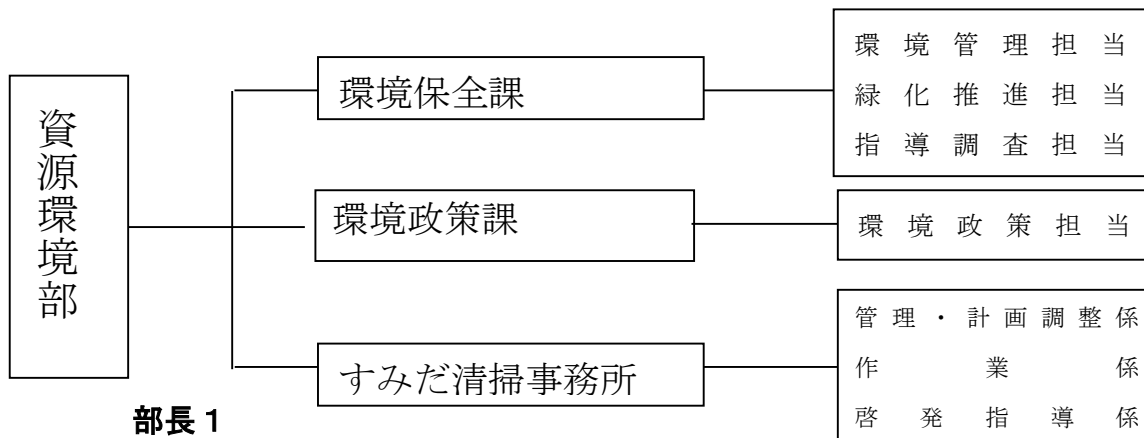


## 【資料】

### 資源環境の組織と業務分担（6.4.1 現在）



## 【環境保全課の業務分担】

※課長 1・主査 4・係員 23（再任用・会計年度任用含）計 28 名

### 環境管理担当

- 資源環境部の総括に関すること
- 環境保全対策の企画、調整及び推進に関すること
- 墨田区地球温暖化対策実行計画（事務事業編）に関すること
- 環境保全関係事務の連絡調整に関すること
- 環境保全の啓発に関すること
- 資源環境部の庶務その他部内の他の課に属しないこと

### 緑化推進担当

- 緑化推進の計画に関すること
- 自然保護に関すること
- 緑と花の学習園に関すること
- 民有地及び公共の緑化推進に関すること
- 工場立地法に基づく届出等に関すること

### 指導調査担当

- 環境の調査及び監視に関すること
- 工場認可及び指定作業場の届出に関すること
- 公害防止の技術指導及び公害に係る苦情の相談処理に関すること
- 公害防止及び環境保全に係る助成の調査に関すること
- アスベスト対策に関すること

公害関係法令等に係る各種届出、報告及び証明に関すること  
電波障害の相談に関すること  
空き地の管理の適正化に関すること

## 【環境政策課の業務分担】

※課長 1・主査 2・係員 3（再任用・会計年度任用含）計 6 名

### 環境政策担当

環境政策の企画立案及び調整に関すること  
資源循環の推進に関すること  
環境政策の調査及び研究に関すること  
地域循環共生圏の形成に関すること  
資源環境部の所管する審議会に関すること  
すみだ環境共創区民会議に関すること  
すみだ環境の共創プランに関すること  
一般廃棄物処理基本計画に関すること  
災害廃棄物処理計画に関すること  
環境教育に関すること  
雨水利用に関すること

## 【すみだ清掃事務所の業務分担】

※所長 1・係長 3・主査 1・統括技能長 2・技能長 11・担当技能長 3  
・係員 88（再任用・会計年度任用含）計 109 名

### 管理・計画調整係

所の庶務に関すること  
廃棄物処理手数料及び動物死体処理手数料に関すること（作業係に属するものを除く。）  
作業用自動車（作業係に属するものを除く。以下同じ。）の運行及び管理に関すること  
作業用自動車の事故及び作業実施上等の事故の処理に関すること  
作業用自動車及び作業用具の修理に関すること  
作業用自動車の物品、材料及び燃料の管理に関すること  
作業用自動車の運行作業の統計に関すること  
作業計画の策定に関すること  
リサイクル事業及び清掃事業に係る総合的な企画、調整等に関すること  
東京二十三区清掃一部事務組合及び東京二十三区清掃協議会に関すること（作業係に属するものを除く。）  
分別収集計画に関すること

一般廃棄物の収集及び運搬に係る調査及び計画に関すること  
廃棄物の排出量の算定に関すること  
清掃事業に係る統計に関すること  
すみだリサイクル清掃地域推進委員に関すること  
上記に掲げるもののほか、資源環境部長(以下「部長」という。)が必要と認めること

## 作業係

廃棄物の収集及び運搬に関すること（管理・計画調整係に属するものを除く。）  
東京二十三区清掃一部事務組合及び東京二十三区清掃協議会との連絡調整に関すること  
動物の死体の処理に関すること  
廃棄物処理手数料及び動物死体処理手数料の減額及び免除に関すること  
廃棄物の収集及び運搬作業の統計に関すること  
作業用軽自動車の運行及び管理に関すること  
作業用軽自動車、雇上げの自動車及び作業員の事故防止及び作業実施上等の事故の処理の指導に関すること  
作業用軽自動車及び作業用具の修理に関すること  
作業用軽自動車の物品、材料及び燃料の管理に関すること  
作業用軽自動車、雇上げの自動車及び作業員の運行作業の統計に関すること  
清掃事業に係る住民指導、住民相談及び苦情処理に関すること（啓発指導係に属するものを除く。）  
大規模建築物の廃棄物の保管場所等に関すること  
すみだリサイクルセンターの運営に関すること  
リサイクル事業に係る統計に関すること  
再生利用業の指定に関すること  
上記に掲げるもののほか、部長が必要と認めること

## 啓発指導係

ごみの減量に関すること  
リサイクル事業及び清掃事業に関する啓発及び指導に関すること  
自動販売機届出事業に関すること  
3Rの推進に関すること。  
一般廃棄物処理業の許可及び指導に関すること  
浄化槽の届出及び指導に関すること  
浄化槽清掃業の許可及び指導に関すること  
大規模排出事業者等の排出指導に関すること  
上記に掲げるもののほか、部長が必要と認めること

## 墨田区における環境行政の変遷（昭和44年以降）

### 1 条例・規則・要綱の制定及び主なできごと等

- 昭和 45 年 都公害防止条例施行（4月）、あき地の管理の適正化に関する条例制定（10月）
- 46 年 あき地の管理の適正化に関する条例施行規則制定（4月）
- 47 年 緑化宣言（3月）、文花2-12に苗園完成（7月）
- 48 年 墨田区の緑化の推進に関する要綱制定（3月）、工場緑化協定実施細目制定（8月）
- 49 年 緑の救急隊設置要綱制定（5月）、緑化のシンボルマーク決まる（10月）
- 51 年 保護樹木等の指定に関する実施細目制定（9月）、第1回環境まつり開く（10月）
- 52 年 墨田区公害自主規制工場指定要綱制定（6月）、墨田区騒音計・振動計貸出要綱制定（6月）、墨田区公害自主規制工場指定実施細目制定（7月）、「区の木」「区の花」選定（9月）、公害自主規制工場制度開始（11月）
- 56 年 緑と花の学習園オープン（4月）
- 平成 2 年 墨田区リサイクル都市づくり懇談会答申（12月）
- 3 年 緑のへい等設置補助金等交付要綱制定（5月）
- 4 年 墨田区エコストア制度実施要綱制定（3月）、エコストア認定（8月）
- 5 年 墨田区多層型資源回収システム推進要綱制定（3月）
- 6 年 雨水利用東京国際会議開催（7月）、墨田区リサイクル関係後援名義使用承認取扱要綱制定（9月）
- 7 年 墨田区雨水利用推進指針策定（3月）、墨田区環境誘導指針策定（3月）、墨田区環境誘導指針推進本部設置要綱制定（5月）、すみだ環境区民会議設置要綱制定（5月）、墨田区雨水利用促進助成金交付要綱制定（9月）
- 8 年 墨田区緑の基本計画策定（2月）墨田区臭気測定パネル設置要綱制定（3月）、墨田区環境誘導指針行動計画策定（3月）、すみだリサイクル活動センター運営要綱制定（12月）、すみだリサイクルの会補助金交付要綱制定（12月）
- 9 年 すみだリサイクル活動センター開設（1月）
- 10 年 墨田清掃工場本格稼働（2月）、墨田区地球温暖化防止推進要綱制定（5月）、墨田区リサイクルリーダー派遣制度実施要綱制定（6月）
- 11 年 墨田区廃棄物の減量及び処理に関する条例制定（12月）、墨田区浄化槽清掃業の許可に関する条例制定（12月）
- 12 年 墨田区一般廃棄物処理基本計画策定（3月）、墨田区廃棄物の減量及び処理に関する規則制定（3月）、墨田区浄化槽の清掃等に関する規則制定（3月）、清掃事業が区に移管される（4月）、雨水利用で国際自治体環境賞を受賞（6月）
- 13 年 墨田区環境管理計画策定（3月）、墨田区地球温暖化防止実行計画策定（3月）、すみだ環境ふれあい館企画運営委員会に関する要綱制定（4月）、すみだ環境ふれあい館開

- 設（5月）、すみだ環境ふれあい館の管理及び運営に関する要綱制定（5月）、墨田区一般廃棄物処理業許可取扱要綱制定（6月）、墨田区一般廃棄物処理業者に対する行政処分に関する要綱制定（6月）、すみだリサイクルセンター管理運営要綱制定（6月）、墨田区一般廃棄物処理業許可手数料の減免に関する要綱（6月）、墨田区一般廃棄物再生利用業の指定に関する要綱制定（6月）、墨田区事業系一般廃棄物の持込みに係る取扱要綱制定（6月）、墨田区一般廃棄物管理票の取扱いに関する要綱制定（6月）、墨田区浄化槽指導要綱制定（6月）、墨田区浄化槽清掃業許可手数料及び浄化槽保守点検業者登録手数料の免除に関する要綱制定（6月）、動物死体処理作業要綱制定（6月）、高齢者世帯等に対する粗大ごみの運び出し収集実施要綱制定（6月）、防鳥用ネット貸付要綱制定（6月）、医療廃棄物取扱要綱制定（6月）、ゴミを収納する袋の規格等に関する要綱制定（6月）、ごみ容器無償貸付要綱制定（6月）、ごみ容器破損補償要綱制定（6月）、すみだリサイクル清掃地域推進委員設置要綱制定（7月）
- 14 年 墨田区廃棄物減量等推進審議会設置（2月）、墨田区高齢者・障害者等ごみ・資源戸別収集実施要綱制定（3月）、ボランティアシール交付要綱制定（3月）、光化学スモッグ緊急時対策措置要綱制定（3月）、緑と花のサポーター制度開始（5月）、庁舎に屋上緑化見本コーナー開設（6月）
- 15 年 墨田区屋上等緑化整備補助金交付要綱制定（5月）、庁舎付属棟壁面に壁面緑化見本コーナー開設（7月）
- 16 年 関野吉晴探検資料室オープン（2月）、墨田区転居廃棄物の持込みに係る取扱要綱制定（2月）
- 17 年 墨田区廃棄物減量等推進審議会答申（5月）、雨水東京国際会議開催（8月）、民間建築物アスベスト確認調査助成金交付要綱制定（9月）、民間建築物アスベスト調査員派遣業実施要綱制定（9月）、すみだ環境基本条例制定（12月）
- 18 年 墨田区地球温暖化防止実行計画改定（3月）、墨田区廃棄物の減量及び処理に関する規則改正（大規模建築物の保管場所関係）（3月）、墨田区廃棄物管理責任者の責務を定める要綱制定（3月）、墨田区再利用保管場所及び廃棄物保管場所の設置要綱制定（3月）、事業系大規模建築物及び大規模建築物における再利用対象物及び廃棄物の適正処理に関する要綱制定（3月）、墨田区一般廃棄物処理基本計画改定（4月）、墨田区環境基本条例推進本部設置要綱（5月）
- 19 年 すみだ環境の共創プラン策定（3月）、廃プラスチックのサーマルリサイクルに伴う分別変更モデル収集開始（7月）、同モデル収集の対象地区拡大（10月）
- 20 年 墨田区地球温暖化対策地域推進計画の策定（3月）、地球温暖化防止設備導入助成制度開始（7月）、廃プラスチックのサーマルリサイクル(10月)
- 21 年 すみだ環境区宣言の実施（10月）

- 22年 墨田区の緑化の推進に関する要綱改正(壁面緑化を緑化助成の対象とする。)(1月)、墨田区屋上緑化整備補助金交付要綱改正(墨田区屋上等・壁面緑化整備補助金交付要綱とする。)(1月)、墨田区特別保全樹木等補助金交付要綱制定(2月)、墨田区地球温暖化防止実行計画改定(3月)、墨田区廃棄物の減量及び処理に関する条例改正(罰則規定の新設)(6月)、墨田区資源・ごみ集積所の設置等に関する要綱制定(8月)
- 23年 緑の基本計画改定(3月)、墨田区一般廃棄物処理基本計画改定(4月)
- 24年 すみだ環境の共創プラン改定(墨田区地球温暖化対策地域推進計画との合本化)(3月)
- 25年 工場立地法区準則条例制定(3月)、工場立地法に係る事務処理要綱制定(3月)
- 26年 使用済小型家電製品の拠点回収実施(4月)、墨田区緑と花のまちづくり推進地域制度実施要綱制定(6月)、墨田区屋上等・壁面緑化整備補助交付要綱改正(壁面緑化の工法を個別に規定)(8月)
- 27年 墨田区地球温暖化対策実行計画(区事務事業編)改定(3月)
- 28年 第二次すみだ環境の共創プラン策定(墨田区地球温暖化対策実行計画(区域施策編)を包含)(3月)、すみだ環境ふれあい館閉館(3月)、すみだ環境ふれあい館企画運営委員会に関する要綱廃止(4月)、すみだ環境ふれあい館の管理及び運営に関する要綱廃止(4月)、緑のへい等設置補助金等交付要綱改正(交付要件等の見直し)(9月)
- 29年 墨田区一般廃棄物処理基本計画中間見直し(6月)、墨田区食べきり推奨店登録事業開始(10月)
- 30年 すみだリサイクル活動センター閉館(11月)、すみだリサイクル活動センター運営要綱廃止(12月)
- 令和 元年 すみだリサイクルの会補助金交付要綱廃止(3月)
- 2年 すみだリサイクルセンター移転(4月)、墨田区特別保全樹木等補助金交付要綱改正(樹木診断等に要する経費を助成対象とする)(2月)
- 3年 墨田区一般廃棄物処理基本計画改定(4月)、墨田区緑の推進会議運営要綱制定(4月)、すみだゼロカーボンシティ 2050 宣言の表明(10月)
- 4年 第二次すみだ環境の共創プラン中間改定(3月)、第二次墨田区緑の基本計画・墨田区生物多様性地域戦略策定(3月)、墨田区緑の推進会議運営要綱改正(緑の基本計画委員会を追加)(4月)、墨田区みどりの補助金要綱の制定及び各緑化助成要綱の廃止(8月)
- 5年 資源循環・地域連携促進補助要綱の制定(4月)、廃プラスチック分別収集・再資源化モデル実施(10月)
- 6年 「鳥獣被害対策事業」の実施(緊急対策として)(2~3月)、墨田区食品ロス削減推進計画策定(3月)、墨田区地球温暖化防止設備(次世代自動車)購入助成金交付要

綱制定（4月）、資源循環・地域連携促進補助要綱の一部改正（補助率の改正等）（4月）、  
墨田区鳥獣被害対策実施要綱制定（4月）、廃プラスチック分別収集・再資源化事業区  
内全域実施（4月）、「第14回雨水ネットワーク全国大会 2024 in すみだ」開催（8月）

## 2 環境行政組織の変遷

昭和 44 年度～

建設部

計画公害課・・・計画調査係、公害対策係

昭和 45 年度～

建築公害部

公害課・・・公害規制係、工場施設係

昭和 46 年度～

建築公害部

公害課・・・調査係、公害規制係、工場施設係

昭和 50 年度～

環境部

区民環境課・・・緑をふやす係

公害課・・・調査係、公害規制係、工場施設係

昭和 52 年度～

地域振興部

自治環境課・・・緑をふやす係

公害課・・・調査係、指導係、工場施設係

昭和 61 年度～

地域振興部

環境対策課・・・環境調査係、緑化係、公害相談係、工場施設係

平成 3 年度～

地域振興部

環境対策課・・・環境調査係、緑化係、公害相談係、工場施設係

リサイクル推進担当

平成 9 年度～

地域振興部

環境対策課・・・環境調整係、緑化係、環境推進係、指導相談係



清掃事業移管準備室

清掃準備担当

リサイクル推進担当

平成 12 年度～

環境清掃部

清掃課・・・管理係、計画係

向島清掃事務所・・・管理係、作業係

本所清掃事務所・・・管理係、作業係、なりひら清掃事業所

リサイクル推進課

環境保全課・・・環境調整係、緑化係、環境推進係、指導相談係

平成 13 年度～

地域振興部 環境担当

リサイクル清掃課・・・管理担当、労務担当、作業計画担当、ごみ減量担当  
普及啓発担当、資源回収担当

向島清掃事務所・・・管理係、作業係

本所清掃事務所・・・管理係、作業係、なりひら清掃事業所

環境保全課・・・環境調整担当、環境管理担当、緑化推進担当、雨水利用担当、環境調査担当、  
指導相談担当

平成 14 年度～

地域振興部 環境担当

リサイクル清掃課

向島清掃事務所・・・管理係、作業係

本所清掃事務所・・・管理係、作業係、なりひら清掃事業所

環境保全課・・・環境管理担当、緑化推進担当、環境啓発担当、環境調査担当、指導相談担当

平成 15 年度～

地域振興部 環境担当

リサイクル清掃課

すみだ清掃事務所・・・管理係、作業係、指導係、車両係

環境保全課・・・環境管理担当、緑化推進担当、環境啓発担当、環境調査担当、指導相談担当

平成 17 年度～

地域振興部 環境担当

リサイクル清掃課

すみだ清掃事務所・・・管理係、作業係、車両係

環境保全課・・・環境管理担当、緑化推進担当、環境啓発担当、指導調査担当

平成 20 年度～

区民活動推進部 環境担当

リサイクル清掃課

すみだ清掃事務所・・・管理係、作業係、車両係

環境保全課・・・環境管理担当、緑化推進担当、環境啓発担当、指導調査担当

平成 23 年度～ ※リサイクル清掃課とすみだ清掃事務所の統合は 23 年 5 月

区民活動推進部 環境担当

環境保全課・・・環境管理担当、緑化推進担当、指導調査担当

すみだ清掃事務所・・・管理係、作業係、計画係、ごみ減量・資源係、許可係

平成 25 年度～

区民活動推進部 環境担当

環境保全課・・・環境管理担当、緑化推進担当、指導調査担当

すみだ清掃事務所・・・管理係、作業係、計画調整係、啓発指導係

平成 28 年度～

都市整備部 環境担当

環境保全課・・・環境管理担当、緑化推進担当、指導調査担当

すみだ清掃事務所・・・管理係、作業係、計画調整係、啓発指導係

平成 31 年度～

都市整備部 環境担当

環境保全課・・・環境管理担当、緑化推進担当、指導調査担当

すみだ清掃事務所・・・管理・計画調整係、作業係、啓発指導係

令和 5 年度～

資源環境部

環境保全課・・・環境管理担当、緑化推進担当、指導調査担当

資源循環推進担当

すみだ清掃事務所・・・管理・計画調整係、作業係、啓発指導係

令和6年度～

資源環境部

環境保全課・・・環境管理担当、緑化推進担当、指導調査担当

環境政策課・・・環境政策担当

すみだ清掃事務所・・・管理・計画調整係、作業係、啓発指導係

## すみだ環境区宣言

—かけがえのない地球を未来の子どもたちへ—

私たちの住む地球は、多様な生命の営みにより育まれ、  
多くの人々の英知と努力により守られてきました。  
この地球を、美しいままに未来の子どもたちへ引き継ぐことは、  
今を生きる私たちの責務です。

私たちの暮らす墨田区は、悠久の流れをたたえた隅田川と先人の力によって生まれ  
た荒川の二つの河川に抱かれた豊かな水辺の地にあります。  
この地の自然をはじめとして、江戸下町文化を育んできた環境を守り、  
より豊かにして引き継ぐことは、墨田区に住み、働き、学び、集う私たちの願いです。

私たちは、自然の恵みに感謝するとともに、  
国内外の人々との交流を深め、共に手を携えて、  
この愛する墨田区を「環境にやさしいまち すみだ」として  
未来の子どもたちへ引き継ぐため、次のとおり行動することを宣言します。

- 1 地球温暖化を防ぐクリーンなエネルギーを導入し、低炭素型のまちをつくれます。
- 2 水辺と緑を守り増やし、自然と共生するまちをつくれます。
- 3 ごみを減らし、資源を大切にすまちをつくれます。
- 4 雨をたくわえ、水の恵みを活かしたまちをつくれます。
- 5 生活環境を守り、安全で安らぎのあるまちをつくれます。
- 6 環境について学び、行動し、発信するまちをつくれます。

平成21年10月1日

## すみだゼロカーボンシティ2050宣言 ～脱炭素社会の実現を目指して～

墨田区は、かけがえのない地球を未来の子どもたちに引き継ぐため、「環境にやさしいまち すみだ」の実現に向けた取組を積極的に推進しています。

しかし、近年、世界各地及び日本において、極端な気象現象による自然災害が発生し、私たちの生命や財産を脅かすとともに、区民生活にも大きな影響をもたらしています。

2018年に公表された国連のIPCC(気候変動に関する政府間パネル)の報告書では、2050年前後には世界の二酸化炭素排出量を正味ゼロにする必要があることが示されました。また、2015年に国連で採択されたSDGsでは、地球上の「誰一人取り残さない」ことを理念とする、持続可能な社会の実現を掲げています。

我が国においては、2020年に「2050年カーボンニュートラル」が宣言され、東京都においても、2019年に同様の宣言が行われています。

これらを踏まえ、墨田区においては、地球温暖化を防ぐための行動を加速していくため、2050年二酸化炭素排出実質ゼロの実現を目指す「すみだゼロカーボンシティ2050」を宣言し、区民・事業者・区が協働することにより、脱炭素社会の実現に向けたまちづくりを推進していきます。

2021(令和3)年10月5日